食安監発 0 3 3 1 第 4 号 平成 2 7 年 3 月 3 1 日

各 (都 道 府 県 保健所設置市 衛生主管部(局)長 殿 特 別 区

## 厚生労働省医薬食品局 食品安全部監視安全課長

食鳥処理衛生管理者の登録養成施設及び登録講習会の登録等に関する事 務処理について

平成26年6月4日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)」により、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)が改正され、平成27年4月1日に施行されます。

本改正により、食鳥処理衛生管理者の登録講習会の登録等に係る事務・権限について、都道府県に移譲されることを踏まえ、「食鳥処理衛生管理者養成施設の登録等に関する要領」(別添1)及び「食鳥処理衛生管理者登録講習会の登録等に関する要領」(別添2)を示しますので、貴職におかれては、その施行に遺漏のないようご配慮お願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の 規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。